ACSES ニュースレター_２１５５号（2021 年８月９日）

発行：NPO 法人教育研究機関化学物質管理ネットワーク（ACSES）事務局

―目次（23 頁）―

□ 自動車の排出ガス低減対策に係る環境省告示の改正について〈環境省〉
◇自動車排出ガスの量の許容限度の一部を改正する件（環境省告示第 52 号）〈官報〉
◇大気汚染防止法第十九条第三項の規定に基づく特定特殊自動車排出ガスの量の許容限度の一部を改正する件（環境省告示第 53 号）〈官報〉

杜鵑草（杜鵑、ホトトギス）

****

□ 自動車の排出ガス低減対策に係る環境省告示の改正について

＜環境省　2021 年８月５日＞　https://www.env.go.jp/press/109843.html

令和２年８月に取りまとめられた中央環境審議会「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について（第十四次答申）」を受け、本日、「自動車排出ガスの量の許容限度」（昭和 49 年環境庁告示第１号）及び「大気汚染防止法第十九条第三項の規定に基づく特定特殊自動車排出ガスの量の許容限度（平成 18 年環境省告示第 72 号）」の一部を改正しました。 .

１．改正の経緯.

令和２年８月の中央環境審議会「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について（第十四次答申）」において、微小粒子状物質等に関する対策、特殊自動車の排出ガス低減対策、乗用車等における排出ガス試験方法の国際調和等への対応について答申されたことを受けて、所要の改正を行うものです。

２．改正の内容.

①　微小粒子状物質等に関する対策に関する改正。

筒内直接噴射ガソリンエンジン搭載車及びディーゼル車の許容限度にＰＭ粒子数（ＰＮ）を導入します。

②　特殊自動車の排出ガス低減対策に関する改正。

定格出力 19kW 以上 560kW 未満のガソリン・ＬＰＧ特殊自動車について、過度試験サイクル（ＬＳＩ―ＮＲＴＣ）及び定常モード（７モード）との選択が可能な試験サイクル（７Ｍ―ＲＭＣ）を導入するとともに、許容限度を強化します。

また、ブローバイガスの大気開放を禁止します。

③　乗用車等における排出ガス試験方法の国際調和等に関する改正。

低出力車両に対しても、乗用車等の世界統一排出ガス・燃費試験方法（ＷＬＴＰ）に合わせた試験サイクルを適用します。

３．公布日・施行期日　　令和３年８月５日（木）

※　詳細については、添付資料を御確認ください。

添付資料

・自動車排出ガスの量の許容限度の一部改正について　―下記―

https://www.env.go.jp/press/files/jp/116601.pdf

・大気汚染防止法第 19 条第３項の規定に基づく特定特殊自動車排出ガスの量の許容限度の一部改正について
―下記―　　https://www.env.go.jp/press/files/jp/116590.pdf

◇自動車排出ガスの量の許容限度の一部を改正する件（環境省告示第 52 号）

［官報］　令和３年８月５日　号外　第 181 号　20～81 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210805/20210805g00181/20210805g001810020f.html

○環境省告示第 52 号

大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第十九条第一項の規定に基づき、自動車排出ガスの量の許容限度（昭和四十九年一月環境庁告示第一号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

令和３年８月５日　　環境大臣　　小泉進次郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

―「改正後」と「改正前」が併記されているが、紙面の都合上、「改正後」のみを掲載した。＜ACSES 事務局＞―

「改正後」

二　普通自動車、小型自動車及び大型特殊自動車（規則第二条に規定する普通自動車、小型自動車及び大型特殊自動車であって、法第十六条第一項の抹消登録を受けた自動車及び法第六十九条第四項により自動車検査証が返納された自動車を除くものをいう。別表第一の二において同じ。）並びに軽自動車（規則第二条に規定する軽自動車であって、法第六十九条第四項により自動車検査証が返納された軽自動車及び二輪自動車を除くものをいう。）であって、法第七十五条第四項の検査を受けようとするもの及び当該自動車に備える一酸化炭素等発散防止装置（装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第二条第十八号に規定する一酸化炭素等発散防止装置をいう。）について規則第六十二条の五第一項の検査を受けようとするもの並びに軽自動車（規則第二条に規定する軽自動車であって、法第六十九条第四項により自動車検査証が返納された軽自動車を除き、二輪自動車に限る。）及び小型特殊自動車（規則第二条に規定する小型特殊自動車をいう。以下同じ。）並びに原動機付自転車（法第二条第三項に規定する原動機付自転車をいう。以下同じ。）であって、規則第六十二条の三第五項の検査を受けようとするもの別表第一の二に掲げる許容限度。

別表第一

自動車排出ガスの種類	自動車の種別	測定の方法	自動車排出ガスの量の許容の限度
一酸化炭素	ガソリン又は大気汚染防止法第二条第十七項の自動車及び原動機付自転車を定める省令（昭和四十三年運輸省令第五十八号）に規定する液化石油ガス（以下「液化石油ガス」という。）を燃料とする普通自動車又は小型自動車であって、専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの（乗車定員が十人のものであって、法第四十条第三号に規定する車両総重量（以下「車両総重量」という。）が三千五百キログラムを超えるもの及び二輪自動車を除く。）及び車両総重量が千七百キログラム以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの及び二	一　ＰＭＲが二十二以下のものにあっては、ＷＬＴＣクラス１による測定 二　ＰＭＲが二十二を超え二十四以下のものにあっては、ＷＬＴＣクラス２による測定 三　ＰＭＲが三十四を超えるものであっ	（略）

	輪自動車を除く。） 並びにガソリン又は液化石油ガスを燃料とする軽自動車であって、専ら乗用の用に供するもの	て、最高速度が百二十キロメートル毎時未満のものにあっては、ＷＬＴＣクラス３ａによる測定 四　ＰＭＲが三十四を超えるものであって、最高速度が百二十キロメートル毎時以上のものにあっては、ＷＬＴＣクラス３ｂによる測定	
	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする軽自動車（専ら乗用の用に供するものを除く。	一　ＰＭＲが二十二以下のものにあっては、ＷＬＴＣクラス１による測定 二　ＰＭＲが二十二を超え、三十四以下のものにあっては、ＷＬＴＣクラス２による測定 三　ＰＭＲが三十四を超えるものであって、最高速度が百二十キ口メートル毎時未満のものにあっては、ＷＬ　ＴＣクラス３ａによる測 四　ＰＭＲが三十四を超えるものであって、最高速度が百二十キロメートル毎時以上のものにあっては、ＷＬＴＣクラス３ｂによる測定	（略）
	（削る）	（削る）	（削る）
	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車又は小型自動車であって、車両総重量が千七百キログラムを超え三千五百キログラム以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの及び二輪自動車を除く。	一　ＰＭＲが二十二以下のものにあってはＷＬＴＣクラス１による測定 二　ＰＭＲが二十二を超え二十四以下のものにあっては、ＷＬＴＣクラス２による測定	

		三　ＰＭＲが三十四を超えるものであって、最高速度が百二十キ口メートル毎時未満のものにあっては、ＷＬＴＣクラス３ａによる測定 四　ＰＭＲが三十四超えるものであって、最高速度が百二十キロメートル毎時以上のものにあっては、ＷＬＴＣクラス３ｂによる測定	
	（略）		
	軽油を燃料とする普通自動車又は小型自動車であって、専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの（乗車定員が十人のものであって、車両総重量が三千五百キログラムを超えるもの及び二輪自動車を除く。）及び車両総重量が三千五百キログラム以下のもの（専ら乗 用の用に供する乗車定員十人以下のもの及び二輪自動車を除く。	一　ＰＭＲが二十二以下のものにあっては、ＷＬＴＣクラス１による測定 二　ＰＭＲが二十二を超えて、二十四以下のものにあっては、ＷＬＴＣクラス２による測定 三　ＰＭＲが三十四を超えるものであって、最高速度が百二十キロメートル毎時未満のものにあっては、ＷＬＴＣクラス３ａによる測定	（略）
	（略）		
	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする大型特殊自動車であって、定格出力が十九キロワット以上五百六十キロワット未満のもの	七モードによる測定又は七Ｍ－ＲＭＣによる測定及びＬＳＴＩ－ＮＲＴＣによる測定	一キロワット時当たり二十・〇グラム
	（略）		
非メタン炭化水素（排気管から排出されるものに限る。）	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車又は小型自動車であって、専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの（乗車定員が十人のものであって、車両総重量が三千五百キログラムを超えるもの及び二輪自動車を除く。）及び車両総重量が千七百キログラム以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの及び二輪自動車を除く。）並びにガソリン又は液化石油ガスを燃料とする軽	一　ＰＭＲが二十二以下のものにあっては、ＷＬＴＣクラス１による測定 二　ＰＭＲが二十二を超え、三十四以下のものにあっては、ＷＬＴＣクラス２によ	（略）

	自動車	る測定 三　ＰＭＲが三十四を超えるものであって、最高速度が百二十キロメートル毎時未満のものにあっては、ＷＬＴＣクラス３ａによる測定 四　ＰＭＲが三十四を超えるものであって、最高速度が百二十キロメートル毎時以上のものにあっては、ＷＬＴＣクラス３ｂによる測定	
	（削る）	（削る）	（削る）
	（削る）	（削る）	（削る）
	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車又は小型自動車であって、車両総重量が千七百キログラムを超え三千五百キログラム以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの及び二輪自動車を除く。）	一　ＰＭＲが二十二以下のものにあっては、ＷＬＴＣクラス１による測定 二　ＰＭＲが二十二を超え、三十四以下のものにあっては、ＷＬＴＣクラス２による測定 三　ＰＭＲが三十四を超えるものであって、最高速度が百二十キロメートル毎時未満のものにあっては、ＷＬＴＣクラス３ａによる測定 四　ＰＭＲが三十四を超えるものであって、最高速度が百二十キロメートル毎時以上のものにあっては、ＷＬＴＣクラス３ｂによる測定	（略）
	（略）		
	軽油を燃料とする普通自動車又は小型自動車であって、専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの（乗車定員が十人のものであって、車両総重量が三千五百キログラムを超えるもの及び二輪自動車	一　ＰＭＲが二十二以下のものにあっては、ＷＬＴＣクラス１による測定	

		を除く。）及び車両総重量が三千五百キログラム以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの及び二輪自動車を除く。	二　ＰＭＲが二十二を超え、三十四以下のものにあっては、ＷＬＴＣクラス２による測定 三　ＰＭＲが三十四を超えるものであって、最高速度が百二十キロメートル毎時未満のものにあっては、ＷＬＴＣクラス３ａによる測定 四　ＰＭＲが三十四を超えるものであって、最高速度が百二十キロメートル毎時以上のものにあっては、ＷＬＴＣクラス３ｂによる測定	
		（略）		
炭化水素	排気管から排出されるもの	（略）		
		ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする大型特殊自動車であって、定格出力が十九キロワット以上五百六十キロワット未満のもの	七モードによる測定又は七Ｍ－ＲＭＣによる測定及びＬＳＩ－ＮＲＴＣによる測定	
	ブローバイガスとして排出されるもの（略）	（略）		
		ガソリン、液化石油ガス又は軽油を燃料とする大型特殊自動車であって、定格出力が十九キロワット以上五百六十キロワット未満のもの	（略）	（略）
	（略）			
窒素酸化物		ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車又は小型自動車であって、専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの（乗車定員が十人のものであって、車両総重量が三千五百キログラムを超えるもの及び二輪自動車を除く。）及び車両総重量が千七百キログラム以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの及び二輪自動車を除く。）並びにガソリン又は液化石油ガスを燃料とする軽自動車	一　ＰＭＲが二十二以下のものにあっては、ＷＬＴＣクラス１による測定 二　ＰＭＲが二十二を超え、三十四以下のものにあっては、ＷＬＴＣクラス２による測定 三　ＰＭＲが三十四を超えるものであって、最高速度が百二十キロメートル毎時未満のもの	（略）

		にあっては、ＷＬＴＣクラス３ａによる測定 四　ＰＭＲが三十四を超えるものであって、最高速度が百二十キロメートル毎時以上のものにあっては、ＷＬＴＣクラス３ｂによる測定	
	（削る）	（削る）	（削る）
	（削る）	（削る）	（削る）
	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車又は小型自動車であって、車両総重量が千七百キログラムを超え三千五百キログラム以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの及び二輪自動車を除く。）	一　ＰＭＲが二十二以下のものにあっては、ＷＬＴＣクラス１による測定 二　ＰＭＲが二十二を超え、三十四以下のものにあっては、ＷＬＴＣクラス２による測定 三　ＰＭＲが三十四を超えるものであって、最高速度が百二十キロメートル毎時未満のものにあっては、ＷＬＴＣクラス３ａによる測定 四　ＰＭＲが三十四を超えるものであって、最高速度が百二十キロメートル毎時以上のものにあっては、ＷＬＴＣクラス３ｂによる測定	
	（略）		
	軽油を燃料とする普通自動車又は小型自動車であって、専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの（乗車定員が十人のものであって、車両総重量が三千五百キログラムを超えるもの及び二輪自動車を除く。）及び車両総重量が千七百キログラム以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの及び二輪自動車を除く。	一　ＰＭＲが二十二以下のものにあっては、ＷＬＴＣクラス１による測定 二　ＰＭＲが二十二を超え、三十四以下のものにあっては、ＷＬＴＣクラス２による測定 三　ＰＭＲが三十四を超えるものであって、最高速度が百二十キロメートル毎時未満のものにあっては、ＷＬＴＣクラス３ａによる測定	

		四　ＰＭＲが三十四を超えるものであって、最高速度が百二十キロメートル毎時以上のものにあっては、ＷＬＴＣクラス３ｂによる測定	
	軽油を燃料とする普通自動車又は小型自動車であって、車両総重量が千七百キログラムを超え三千五百キログラム以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの及び二輪自動車を除く。）	一　ＰＭＲが二十二以下のものにあっては、ＷＬＴＣクラス１による測定 二　ＰＭＲが二十二を超え、三十四以下のものにあっては、ＷＬＴＣクラス２による測定 三　ＰＭＲが三十四を超えるものであって、最高速度が百二十キロメートル毎時未満のものにあっては、ＷＬＴＣクラス３ａによる測定 四　ＰＭＲが三十四を超えるものであって、最高速度が百二十キロメートル毎時以上のものにあっては、ＷＬＴＣクラス３ｂによる測定	
	（略）		
	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする大型特殊自動車であって、定格出力が十九キロワット以上五百六十キロワット未満のもの	七モードによる測定又は七Ｍ－ＲＭＣによる測定及びＬＳＩ－ＮＲＴＣによる測定	一キロワット時当たり〇・四〇グラム
	（略）		
粒子状物質	ガソリンを燃料とする直接噴射式の原動機を有する普通自動車又は小型自動車であって、専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの（乗車定員が十人のものであって、車両総重量が三千五百キログラムを超えるもの及び二輪自動車を除く。）及び車両総重量が千七百キログラム以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの及び二輪自動車を除く。）並びにガソリンを燃料とする直接噴射式の原動機を有する軽自動車	一　ＰＭＲが二十二以下のものにあっては、ＷＬＴＣクラス１による測定 二　ＰＭＲが二十二を超え、三十四以下のものにあっては、ＷＬＴＣクラス２による測定 三　ＰＭＲが三十四を超えるものであって、最高速度が百二十キロメートル毎時	一キロメートル走行当たり〇・〇〇七グラム、かつ、一兆三・〇千億個

		未満のものにあっては、ＷＬＴＣクラス３ａによる測定 四　ＰＭＲが三十四を超えるものであって、最高速度が百二十キロメートル毎時以上のものにあっては、ＷＬＴＣクラス３ｂによる測定	
	（削る）	（削る）	（削る）
	（削る）	（削る）	（削る）
	ガソリンを燃料とする直接噴射式の原動機を有する普通自動車又は小型自動車であって、車両総重量が千七百キログラムを超え三千五百キログラム以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの及び二輪自動車を除く。）	一　ＰＭＲが二十二以下のものにあっては、ＷＬＴＣクラス１による測定 二　ＰＭＲが二十二を超え、三十四以下のものにあっては、ＷＬＴＣクラス２による測定 三　ＰＭＲが三十四を超えるものであって、最高速度が百二十キロメートル毎時未満のものにあっては、ＷＬＴＣクラス３ａによる測定 四　ＰＭＲが三十四を超えるものであって、最高速度が百二十キロメートル毎時以上のものにあっては、ＷＬＴＣクラス３ｂによる測定	一キロメートル当たり〇・〇〇九グラム、かつ、一兆三・〇千億個
	ガソリンを燃料とする直接噴射式の原動機を有する普通自動車又は小型自動車であって、車両総重量が三千五百キログラムを超えるもの（専ら乗用の用に供する乗車定員九人以下のもの及び二輪自動車を除く。）	（略）	一キロワット当たり〇・〇コニグラム、かつ、一兆三・〇千億個
	軽油を燃料とする普通自動車又は小型自動車であって、専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの（乗車定員が十人のものであって、車両総重量が三千五百キログラムを超えるもの及び二輪自動車	一　ＰＭＲが二十二以下のものにあっては、ＷＬＴＣクラス１による測定	一キロメートル当たり〇・〇〇九グラム、かつ、

	を除く。）及び車両総重量が千七百キログラム以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの及び二輪自動車を除く。）	二　ＰＭＲが二十二を超え、三十四以下のものにあっては、ＷＬＴＣクラス２による測定 三　ＰＭＲが三十四を超えるものであって、最高速度が百二十キロメートル毎時未満のものにあっては、ＷＬＴＣクラス３ａによる測定 四　ＰＭＲが三十四を超えるものであって、最高速度が百二十キロメートル毎時以上のものにあっては、ＷＬＴＣクラス３ｂによる測定	一兆〇・八千億個
	軽油を燃料とする普通自動車又は小型自動車であって、車両総重量が千七百キログラムを超え三千五百キログラム以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの及び二輪自動車を除く。）	一　ＰＭＲが二十二以下のものにあっては、ＷＬＴＣクラス１による測定 二　ＰＭＲが二十二を超え、三十四以下のものにあっては、ＷＬＴＣクラス２による測定 三　ＰＭＲが三十四を超えるものであって、最高速度が百二十キロメートル毎時未満のものにあっては、ＷＬＴＣクラス３ａによる測定 四　ＰＭＲが三十四を超えるものであって、最高速度が百二十キロメートル毎時以上のものにあっては、ＷＬＴＣクラス３ｂによる測定	一キロメートル走行当たり〇・〇一三グラム、かつ、一兆一・一千億個
	軽油を燃料とする普通自動車又は小型自動車であって、車両総重量が三千五百キログラムを超えるもの（専ら乗用の用に供する乗車定員九人以下のもの	（略）	一キロワット時当り〇・〇一三グ

	及び二輪自動車を除く。）		ム、かつ、ＷＨＣによる測定については一兆一・千億個及びＷＨＣによる測定については一兆〇・一千億個

備考

一　ＰＭＲとは、車両の原動機の特性（最高出力）と車両の質量（ランニングオーダー質量（協定規則（車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合の諸規則の採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定に付属する規則をいう。以下同じ。）に規定するランニングオーダー質量をいう。）から七十五キログラムを減じた質量）との比をいう（単位ワット毎キログラム）。

二　ＷＬＴＣクラス一による測定とは、協定規則第百五十四号第一改訂版附則Ｂ一に規定するクラス１車両に掲げる測定の方法で運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる自動車排出ガスの質量及び粒子状物質の個数を原動機の始動時から測定する方法をいう。

三　ＷＬＴＣクラス２による測定とは、協定規則第百五十四号第一改訂版附則Ｂ一に規定するクラス２車両に掲げる測定の方法で運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる自動車排出ガスの質量及び粒子状物質の個数を原動機の始動時から測定する方法をいう。

四　ＷＬＴＣクラス３ａによる測定とは、協定規則第百五十四号第一改訂版附則Ｂ一に規定するクラス３車両に掲げる最高速度が百二十キロメートル毎時未満のクラスの測定の方法で運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる自動車排出ガスの質量及び粒子状物質の個数を原動機の始動時から測定する方法をいう。

五　ＷＬＴＣクラス３ｂによる測定とは、協定規則第百五十四号第一改訂版附則Ｂ一に規定するクラス３車両に掲げる最高速度が百二十キロメートル毎時以上のクラスの測定の方法で運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる自動車排出ガスの質量及び粒子状物質の個数を原動機の始動時から測定する方法をいう。

（削る）

（削る）

六・七　（略）

八　ＪＥＯ五モードをガソリン重量車用車速変換プログラムにより変換した運転モードによる測定とは、ＪＥＯ五モードによる運転条件をガソリン重量車用車速変換プログラムにより変換した運転条件で運転する場合に排気管から排出される排出物に含まれる自動車排出ガスの単位時間当たりの質量及び粒子状物質の個数を、当該運転条件で運転する場合に発生した仕事率で除することにより単位時間及び単位仕事率当たりの自動車排出ガスの質量及び粒子状物質の個数を測定する方法をいう。

九　第七号の規定により作成されたガソリン重量車用車速変換プログラムは、インターネットを利用して公表するほか、環境省水・大気環境局総務課環境管理技術室において公衆の閲覧に供するものとする。

十　ＷＨＳＣによる測定とは、次の表の上欄に掲げる運転順序に従い、同表の中欄に掲げる運転条件で同表の下欄に掲げる運行を行った場合に発生し、排気管から排出される排出物に含まれる自動車排出ガスの単位時間当たりの質量及び粒子状物質の個数を、当該運転条件で運転する場合に発生した仕事量で除することにより単位時間及び単位仕事量当たりの自動車排出ガスの質量及び粒子状物質の個数を測定する方法をいう。

表　（略）

十一　暖機状態でのＷＨＴＣによる測定とは、原動機が暖機状態となった後に、次の表の時間の欄に掲げる時間において、同表の回転数及びトルクの欄に掲げる回転数及びトルクで運転する場合に発生し、排気管から

排出される排出物に含まれる自動車排出ガスの単位時間当たりの質量及び粒子状物質の個数を、当該運転条件で運転する場合に発生した仕事量で除することにより単位時間及び単位仕事量当たりの自動車排出ガスの質量及び粒子状物質の個数を測定する方法をいう。

表　（略）

十二　冷機状態でのＷＨＴＣによる測定とは、原動機を備考第十一号の表の時間の欄に掲げる時間において、同表の回転数及びトルクの欄に掲げる回転数及びトルクで運転した場合に発生し、排気管から排出される排出物に含まれる自動車排出ガスの単位時間当たりの質量及び粒子状物質の個数を、当該運転条件で運転する場合に発生した仕事量で除することにより単位時間及び単位仕事量当たりの自動車排出ガスの質量及び粒子状物質の個数を原動機の始動時から測定する方法をいう。

十三～十九　　（略）

二十　ガソリンを燃料とする普通自動車及び小型自動車（二輪自動車を除く。）並びに軽自動車（二輪自動車を除く。）の蒸発ガスの一走行による測定とは、協定規則第百五十四号第一改訂版附則Ｃ三に規定する当該自動車から排出される炭化水素の総量を測定する方法をいう。

（削る）

二十一・二十二　（略）

二十三　暖機状態でのＷＭＴＣ（低速パートー）による測定とは、自動車又は原動機付自転車が車両重量に七十五キログラムを加重された状態において、原動機が暖機状態になった後に、備考第十三号の表の時間の欄に掲げる時間において、同表の速度の欄に掲げる速度で運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる自動車排出ガスの質量を測定する方法をいう。

二十四～二十六　（略）

二十七　冷機状態でのＮＲＴＣによる測定とは、原動機を備考第二十六号の表の時間の欄に掲げる時間において、同表の回転数及びトルクの欄に掲げる回転数及びトルクで運転した場合に発生し、排気管から排出される排出物に含まれる自動車排出ガスの単位時間当たりの質量を、当該運転条件で運転する場合に発生した仕事率で除することにより単位時間及び単位仕事率当たりの自動車排出ガスの質量を原動機の始動時から測定する方法をいう。

二十八　ＬＳＩ－ＮＲＴＣによる測定とは、次の表の時間の欄に掲げる時間において、同表の回転数及びトルクの欄に掲げる回転数及びトルクで運転する場合に発生し、排気管から排出される排出物に含まれる自動車排出ガスの単位時間当たりの質量を、当該運転条件で運転する場合に発生した仕事率で除することにより単位時間及び単位仕事率当たりの自動車排出ガスの質量を測定する方法をいう。

［表　別紙三　挿入］

二十九　　（略）

三十　七Ｍ－ＲＭＣによる測定とは、自動車を次の表の上欄に掲げる運転順序に従い、同表の中欄に掲げる運転条件で同表の下欄に掲げる時間運転する場合に排気管から排出される排出物に含まれる自動車排出ガスの単位時間当たりの質量を、同表の中欄に掲げる運転条件で運転する場合に発生した仕事率で除することにより単位時間及び単位仕事率当たりの自動車排出ガスの質量を測定する方法をいう。

運転順序	運転条件	時間（秒）
一	原動機を無負荷運転している状態	百十九
二	原動機を一の項の状態から三の項の状態になるまで直線的に移行させている状態	二十
三	原動機を中間回転数（原動機が最大トルクを発生する回転数（以下この項において「最大トルク発生回転数」という。）をいう。ただし、最大トルク発生回転数が原動機の定格回転数の六十パーセントの回転数未満の場合にあつては、中間回転数は定格回転数の六十パーセントの回転数とし、最大トルク発生回転数が原動機の定格回転数の七十五パーセントの回転数を超える場合にあつては、中間回転数は定格回転数の七十五パ	二十九

	ーセントの回転数とする。以下この表において同じ。）でその負荷を全負荷にして運転している状態	
四	原動機を三の項の状態から五の項の状態になるまで直線的に移行させている状態	二十
五	原動機を中間回転数でその負荷を全負荷の十パーセントにして運転している状態	百五十
六	原動機を五の項の状態から七の項の状態になるまで直線的に移行させている状態	二十
七	原動機を中間回転数でその負荷を全負荷の七十五パーセントにして運転している状態	八十
八	原動機を七の項の状態から九の項の状態になるまで直線的に移行させている状態	二十
九	原動機を中間回転数でその負荷を全負荷の二十五パーセントにして運転している状態	五百十三
十	原動機を九の項の状態から十一の項の状態になるまで直線的に移行させている状態	二十
十一	原動機を中間回転数でその負荷を全負荷の五十パーセントにして運転している状態	五百四十九
十二	原動機を十一の項の状態から十三の項の状態になるまで直線的に移行させている状態	二十
十三	原動機を定格出力時の回転数でその負荷を全負荷の二十五ハーセントにして運転している状態	九十六
十四	原動機を十三の項の状態から十五の項の状態になるまで直線的に移行させている状態	二十
十五	原動機を無負荷運転している状態	百二十四

三十一　（略）

別表第一の二

自動車排出ガスの種類	自動車の種別	測定の方法	自動車排出ガスの量の許容の限度
一酸化炭素	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車又は小型自動車であって、専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの（乗車定員が十人のものであって、車両総重量が三千五百キログラムを超えるもの及び二輪自動車を除く。）及び車両総重量が千七百キログラム以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの及び二輪自動車を除く。）並びにガソリン又は液化石油ガスを燃料とする軽自動車であって、専ら乗用の用に供するもの（二輪自動車を除く。）	一　ＰＭＲが二十二以下のものにあっては、ＷＬＴＣクラス１による測定 二　ＰＭＲが二十二を超え、三十四以下のものにあっては、ＷＬＴＣクラス２による測定 三　ＰＭＲが三十四を超えるものであって、最高速度が百二十キロメートル毎時未満のものにあっては、ＷＬＴＣクラス３ａによる測定 四　ＰＭＲが三十四を超えるものであって、最高速度が百二十キロメートル毎時以上のものにあっては、ＷＬＴＣクラス３ｂによる測定	（略）
	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする軽自動車（専ら乗用の用に供するものを除く。）	一　ＰＭＲが二十二以下のものにあっては、ＷＬＴＣクラス１による測定 二　ＰＭＲが二十二を超え、三十四以下のものにあっては、ＷＬＴＣクラス２による測定 三　ＰＭＲが三十四を超える	

		ものであって、最高速度が百二十キロメートル毎時未満のものにあっては、ＷＬＴＣクラス３ａによる測定 四　ＰＭＲが三十四を超えるものであって、最高速度が百二十キロメートル毎時以上のものにあっては、ＷＬＴＣクラス３ｂによる測定	
	（削る）	（削る）	（削る）
	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車又は小型自動車であって、車両総重量が千七百キログラムを超え三千五百キログラム以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの及び二輪自動車を除く。）	一　ＰＭＲが二十二以下のものにあっては、ＷＬＴＣクラス１による測定 二　ＰＭＲが二十二を超え、三十四以下のものにあっては、ＷＬＴＣクラス２による測定 三　ＰＭＲが三十四を超えるものであって、最高速度が百二十キロメートル毎時未満のものにあっては、ＷＬＴＣクラス３ａによる測定 四　ＰＭＲが三十四を超えるものであって、最高速度が百二十キロメートル毎時以上のものにあっては、ＷＬＴＣクラス３ｂによる測定	（略）
	（略）		
	軽油を燃料とする普通自動車又は小型自動車であって、専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの（乗車定員が十人のものであって、車両総重量が三千五百キログラムを超えるもの及び二輪自動車を除く。）及び車両総重量が三千五百キログラム以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの及び二輪自動車を除く。）	一　ＰＭＲが二十二以下のものにあっては、ＷＬＴＣクラス１による測定 二　ＰＭＲが二十二を超え、三十四以下のものにあっては、ＷＬＴＣクラス２による測定 三　ＰＭＲが三十四を超えるものであって、最高速度が百二十キロメートル毎時未満のものにあっては、ＷＬＴＣクラス３ａによる測定 四　ＰＭＲが三十四を超えるものであって、最高速度が百二十キロメートル毎時以上のものにあっては、ＷＬＴＣクラス３ｂによる測定	（略）

	（略）		
	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする大型特殊自動車又は小型特殊自動車であって、定格出力が十九キロワット以上五百六十キロワット未満のもの	七モードによる測定又は七Ｍ－ＲＭＣによる測定及びＬＳＩ－ＮＲＴＣによる測定の平均値	一キロワット時当たり十五・〇グラム
	（略）		
非メタン炭化水素（排気管から排出されるものに限る。）	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車又は小型自動車であって、専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの（乗車定員が十人のものであって、車両総重量が三千五百キログラムを超えるもの及び二輪自動車を除く。）及び車両総重量が千七百キログラム以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの及び二輪自動車を除く。）並びにガソリン又は液化石油ガスを燃料とする軽自動車	一　ＰＭＲが二十二以下のものにあっては、ＷＬＴＣクラス１による測定 二　ＰＭＲが二十二を超え、三十四以下のものにあっては、ＷＬＴＣクラス２による測定 三　ＰＭＲが三十四を超えるものであって、最高速度が百二十キロメートル毎時未満のものにあっては、ＷＬＴＣクラス３ａによる測定 四　ＰＭＲが三十四を超えるものであって、最高速度が百二十キロメートル毎時以上のものにあっては、ＷＬＴＣクラス３ｂによる測定	（略）
	（削る）	（削る）	（削る）
	（削る）	（削る）	（削る）
	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車又は小型自動車であって、車両総重量が千七百キログラムを超え三千五百キログラム以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの及び二輪自動車を除く。）	一　ＰＭＲが二十二以下のものにあっては、ＷＬＴＣクラス１による測定 二　ＰＭＲが二十二を超え、三十四以下のものにあっては、ＷＬＴＣクラス２による測定 三　ＰＭＲが三十四を超えるものであって、最高速度が百二十キロメートル毎時未満のものにあっては、ＷＬＴＣクラス３ａによる測定 四　ＰＭＲが三十四を超えるものであって、最高速度が百二十キロメートル毎時以上のものにあっては、ＷＬＴＣクラス３ｂによる測定	（略）
	（略）		
	軽油を燃料とする普通自動車又は小型自動車であって、専ら乗用の用に供する乗車	一　ＰＭＲが二十二以下のものにあっては、ＷＬＴＣク	（略）

		定員十人以下のもの（乗車定員が十人のものであって、車両総重量が三千五百キログラムを超えるもの及び二輪自動車を除く。）及び車両総重量が三千五百キログラム以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの及び二輪自動車を除く。）	ラス１による測定 二　ＰＭＲが二十二を超え、三十四以下のものにあっては、ＷＬＴＣクラス２による測定 三　ＰＭＲが三十四を超えるものであって、最高速度が百二十キロメートル毎時未満のものにあっては、ＷＬＴＣクラス３ａによる測定 四　ＰＭＲが三十四を超えるものであって、最高速度が百二十キロメートル毎時以上のものにあっては、ＷＬＴＣクラス３ｂによる測定	
炭化水素	排気管から排出されるもの	（略）		
		ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする大型特殊自動車又は小型特殊自動車であって、定格出力が十九キロワット以上五百六十キロワット未満のもの	七モードによる測定又は七Ｍ－ＲＭＣによる測定及びＬＳＩ－ＮＲＴＣによる測定の平均値	（略）
	ブローバイガスとして排出されるもの	（略）		
		ガソリン、液化石油ガス又は軽油を燃料とする大型特殊自動車又は小型特殊自動車であって、定格出力が十九キロワット以上五百六十キロワット未満のもの	（略）	（略）
	（略）			
窒素酸化物		ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車又は小型自動車であって、専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの（乗車定員が十人のものであって、車両総重量が三千五百キログラムを超えるもの及び二輪自動車を除く。）及び車両総重量が千七百キログラム以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの及び二輪自動車を除く。）並びにガソリン又は液化石油ガスを燃料とする軽自動車	一　ＰＭＲが二十二以下のものにあっては、ＷＬＴＣクラス１による測定 二　ＰＭＲが二十二を超え、三十四以下のものにあっては、ＷＬＴＣクラス２による測定 三　ＰＭＲが三十四を超えるものであって、最高速度が百二十キロメートル毎時未満のものにあっては、ＷＬＴＣクラス３ａによる測定 四　ＰＭＲが三十四を超えるものであって、最高速度が百二十キロメートル毎時以上のものにあっては、ＷＬＴＣクラス３ｂによる測定	（略）
		（削る）	（削る）	（削る）
		（削る）	（削る）	（削る）

	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車又は小型自動車であって、車両総重量が千七百キログラムを超え三千五百キログラム以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの及び二輪自動車を除く。）	一　ＰＭＲが二十二以下のものにあっては、ＷＬＴＣクラス１による測定 二　ＰＭＲが二十二を超え、三十四以下のものにあっては、ＷＬＴＣクラス２による測定 三　ＰＭＲが三十四を超えるものであって、最高速度が百二十キロメートル毎時未満のものにあっては、ＷＬＴＣクラス３ａによる測定 四　ＰＭＲが三十四を超えるものであって、最高速度が百二十キロメートル毎時以上のものにあっては、ＷＬＴＣクラス３ｂによる測定	（略）
	（略）		
	軽油を燃料とする普通自動車又は小型自動車であって、専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの（乗車定員が十人のものであって、車両総重量が三千五百キログラムを超えるもの及び二輪自動車を除く。）及び車両総重量が千七百キログラム以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの及び二輪自動車を除く。）	一　ＰＭＲが二十二以下のものにあっては、ＷＬＴＣクラス１による測定 二　ＰＭＲが二十二を超え、三十四以下のものにあっては、ＷＬＴＣクラス２による測定 三　ＰＭＲが三十四を超えるものであって、最高速度が百二十キロメートル毎時未満のものにあっては、ＷＬＴＣクラス３ａによる測定 四　ＰＭＲが三十四を超えるものであって、最高速度が百二十キロメートル毎時以上のものにあっては、ＷＬＴＣクラス３ｂによる測定	（略）
	軽油を燃料とする普通自動車又は小型自動車であって、車両総重量が千七百キログラムを超え三千五百キログラム以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの及び二輪自動車を除く。）	一　ＰＭＲが二十二以下のものにあっては、ＷＬＴＣクラス１による測定 二　ＰＭＲが二十二を超え、三十四以下のものにあっては、ＷＬＴＣクラス２による測定 三　ＰＭＲが三十四を超えるものであって、最高速度が百二十キロメートル毎時未	（略）

		満のものにあっては、ＷＬＴＣクラス３ａによる測定 四　ＰＭＲが三十四を超えるものであって、最高速度が百二十キロメートル毎時以上のものにあっては、ＷＬＴＣクラス３ｂによる測定	
	（略）		
	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする大型特殊自動車又は小型特殊自動車であって、定格出力が十九キロワット以上五百六十キロワット未満のもの	七モードによる測定又は七Ｍ－ＲＭＣによる測定及びＬＳＩ－ＮＲＴＣによる測定の平均値	一キロワット当たり〇・三グラム
	（略）		
粒子状物質	ガソリンを燃料とする直接噴射式の原動機を有する普通自動車又は小型自動車であって、専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの（乗車定員が十人のものであって、車両総重量が三千五百キログラムを超えるもの及び二輪自動車を除く。）及び車両総重量が千七百キログラム以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの及び二輪自動車を除く。）並びにガソリンを燃料とする直接噴射式の原動機を有する軽自動車	一　ＰＭＲが二十二以下のものにあっては、ＷＬＴＣクラス１による測定 二　ＰＭＲが二十二を超え、三十四以下のものにあっては、ＷＬＴＣクラス２による測定 三　ＰＭＲが三十四を超えるものであって、最高速度が百二十キロメートル毎時未満のものにあっては、ＷＬＴＣクラス３ａによる測定 四　ＰＭＲが三十四を超えるものであって、最高速度が百二十キロメートル毎時以上のものにあっては、ＷＬＴＣクラス３ｂによる測定	一キロメートル走行当たり〇・〇〇五グラム、かつ、六・〇千億個
	（削る）	（削る）	（削る）
	（削る）	（削る）	（削る）
	ガソリンを燃料とする直接噴射式の原動機を有する普通自動車又は小型自動車であって、車両総重量が千七百キログラムを超え三千五百キログラム以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの及び二輪自動車を除く。）	一　ＰＭＲが二十二以下のものにあっては、ＷＬＴＣクラス１による測定 二　ＰＭＲが二十二を超え、三十四以下のものにあっては、ＷＬＴＣクラス２による測定 三　ＰＭＲが三十四を超えるものであって、最高速度が百二十キロメートル毎時未満のものにあっては、ＷＬＴＣクラス３ａによる測定 四　ＰＭＲが三十四を超える	一キロメートル走行当たり〇・〇〇七グラム、かつ、六・〇千億個

		ものであって、最高速度が百二十キロメートル毎時以上のものにあっては、ＷＬＴＣクラス３ｂによる測定	
	ガソリンを燃料とする直接噴射式の原動機を有する普通自動車又は小型自動車であって、車両総重量が三千五百キログラムを超えるもの（専ら乗用の用に供する乗車定員九人以下のもの及び二輪自動車を除く。）	（略）	一キ口ワット時止たり〇・〇一〇グラム、かつ、六・〇千億個
	軽油を燃料とする普通自動車又は小型自動車であって、専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの（乗車定員が十人のものであって、車両総重量が三千五百キログラムを超えるもの及び二輪自動車を除く。）及び車両総重量が千七百キログラム以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの及び二輪自動車を除く。）	一　ＰＭＲが二十二以下のものにあっては、ＷＬＴＣクラス１による測定 二　ＰＭＲが二十二を超え、三十四以下のものにあっては、ＷＬＴＣクラス２による測定 三　ＰＭＲが三十四を超えるものであって、最高速度が百二十キロメートル毎時未満のものにあっては、ＷＬＴＣクラス３ａによる測定 四　ＰＭＲが三十四を超えるものであって、最高速度が百二十キロメートル毎時以上のものにあっては、ＷＬＴＣクラス３ｂによる測定	一キロメートル走行当たり〇・〇〇五グラム、かつ、六・〇千億個
	軽油を燃料とする普通自動車又は小型自動車であって、車両総重量が千七百キログラムを超え三千五百キログラム以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの及び二輪自動車を除く。）	一　ＰＭＲが二十二以下のものにあっては、ＷＬＴＣクラス１による測定 二　ＰＭＲが二十二を超え、三十四以下のものにあっては、ＷＬＴＣクラス２による測定 三　ＰＭＲが三十四を超えるものであって、最高速度が百二十キロメートル毎時未満のものにあっては、ＷＬＴＣクラス３ａによる測定 四　ＰＭＲが三十四を超えるものであって、最高速度が百二十キロメートル毎時以上のものにあっては、ＷＬＴＣクラス３ｂによる測定	一キロメートル走行当たり〇・〇〇七グラム、かつ、六・〇千億個
	軽油を燃料とする普通自動車又は小型自	（略）	一キロワッ

	動車であって、車両総重量が三千五百キログラムを超えるもの（専ら乗用の用に供する乗車定員九人以下のもの及び二輪自動車を除く。）		ト時当たり〇・〇一〇グラム、かつ、ＷＨＳＣによる測定にあつては八・〇千億個及びＷＨＴＣによる測定にあつては六・〇千億個
	（略）		

――――――――――

◇大気汚染防止法第十九条第三項の規定に基づく特定特殊自動車排出ガスの量の許容限度の一部を改正する件（環境省告示第 53 号）

［官報］　令和３年８月５日　号外　第 181 号　82～ 98 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210805/20210805g00181/20210805g001810082f.html

〇環境省告示第 53 号

大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第十九条第三項の規定に基づき、平成十八年三月環境省告示第七十二号（大気汚染防止法第十九条第三項の規定に基づく特定特殊自動車排出ガスの量の許容限度）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

令和３年８月５日　　環境大臣　　小泉進次郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

―「改正後」と「改正前」が併記されているが、紙面の都合上、「改正後」のみを掲載した。＜ACSES 事務局＞―

「改正後」

別表第一

特定特殊自動車排出ガスの種類		特定特殊自動車の種別	測定の方法	特定特殊自動車排出ガスの量の許容限度
一酸化炭素		ガソリン又は大気汚染防止法第二条第十七項の自動車及び原動機付自転車を定める省令（昭和四十三年運輸省令第五十八号）に規定する液化石油ガス（以下「液化石油ガス」という。）を燃料とする特定特殊自動車であって、定格出力が十九キロワット以上五百六十キロワット未満のもの	七モードによる測定又は七Ｍ－ＲＭＣによる測定及びＬＳＩ－ＮＲＴＣによる測定	一キロワット時当たり二十・〇グラム
		（略）		
炭化水素	排気管から排出されるもの	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする特定特殊自動車であって、定格出力が十九キロワット以上五百六十キロワット未満のもの	七モードによる測定又は七Ｍ－ＲＭＣによる測定及びＬＳＩ－ＮＲＴＣによる測定	（略）

	ブローバイガスとして排出されるもの	ガソリン、液化石油ガス又は軽油を燃料とする特定特殊自動車であって、定格出力が十九キロワット以上五百六十キロワット未満のもの	（略）	（略）
（略）				
窒素酸化物		ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする特定特殊自動車であって、疋格出力が十九キロワット以上五白六十キロワット未満のもの	七モードによる測定又は七Ｍ－ＲＭＣによる測定及びＬＳＩ－ＮＲＴＣによる測定	一キロワット時当たり〇・四〇グラム
		（略）		
（略）				

備考

一　（略）

二　七Ｍ－ＲＭＣによる測定とは、特定特殊自動車を次の表の上欄に掲げる運転順序に従い、同表の中欄に掲げる運転条件で同表の下欄に掲げる時間運転する場合に排気管から排出される排出物に含まれる特定特殊自動車排出ガスの単位時間当たりの質量を、同表の中欄に掲げる運転条件で運転する場合に発生した仕事率で除することにより単位時間及び単位仕事率当たりの特定特殊自動車排出ガスの質量を測定する方法をいう。

運転順序	運転条件	時間（秒）
一	原動機を無負荷運転している状態	百十九
二	原動機を一の項の状態から三の項の状態になるまで直線的に移行させている状態	二十
三	原動機を中間回転数（原動機が最大トルクを発生する回転数（以下この項において「最大トルク発生回転数」という。）をいう。ただし、最大トルク発生回転数が原動機の定格回転数の六十ハーセントの回転数未満の場合にあつては、中間回転数は定格回転数の六十パーセントの回転数とし、最大トルク発生回転数が原動機の定格回転数の七十五パーセントの回転数を超える場合にあつては、中間回転数は定格回転数の七十五パーセントの回転数とする。以下この表において同じ。）でその負荷を全負荷にして運転している状態	二十九
四	原動機を三の項の状態から五の項の状態になるまで直線的に移行させている状態	二十
五	原動機を中間回転数でその負荷を全負荷の十パーセントにして運転している状態	百五十
六	原動機を五の項の状態から七の項の状態になるまで直線的に移行させている状態	二十
七	原動機を中間回転数でその負荷を全負荷の七十五パーセントにして運転している状態	八十
八	原動機を七の項の状態から九の項の状態になるまで直線的に移行させている状態	二十
九	原動機を中間回転数でその負荷を全負荷の二十五パーセントにして運転している状態	五百十三
十	原動機を九の項の状態から十一の項の状態になるまで直線的に移行させている状態	二十
十一	原動機を中間回転数でその負荷を全負荷の五十パーセントにして運転している状態	五百四十九
十二	原動機を十一の項の状態から十三の項の状態になるまで直線的に移行させている状態	二十
十三	原動機を定格出力時の回転数でその負荷を全負荷の二十五ハーセントにして運転している状態	九十六
十四	原動機を十三の項の状態から十五の項の状態になるまで直線的に移行させている状態	二十
十五	原動機を無負荷運転している状態	百二十四

三　（略）

四　暖機状態でのＮＲＴＣによる測定とは、原動機が暖機状態となった後に、次の表の時間の欄に掲げる時間

において、同表の回転数及びトルクの欄に掲げる回転数及びトルクで運転する場合に発生し、排気管から排出される排出物に含まれる特定特殊自動車排出ガスの単位時間当たりの質量を、当該運転条件で運転する場合に発生した仕事率で除することにより単位時間及び単位仕事率当たりの特定特殊自動車排出ガスの質量を測定する方法をいう。

表　　（略）

五　冷機状態でのＮＲＴＣによる測定とは、原動機を備考第四号の表の時間の欄に掲げる時間において、同表の回転数及びトルクの欄に掲げる回転数及びトルクで運転した場合に発生し排気管から排出される排出物に含まれる特定特殊自動車排出ガスの単位時間当たりの質量を、当該運転条件で運転する場合に発生した仕事率で除することにより単位時間及び単位仕事率当たりの特定特殊自動車排出ガスの質量を原動機の始動時から測定する方法をいう。

六　ＬＳＩ－ＮＲＴＣによる測定とは、原動機が暖気状態となった後に、次の表の時間の欄に掲げる時間において、同表の回転数及びトルクの欄に掲げる回転数及びトルクで運転する場合に発生し、排気管から排出される排出物に含まれる特定特殊自動車排出ガスの単位時間当たりの質量を、当該運転条件で運転する場合に発生した仕事率で除することにより単位時間及び単位仕事率当たりの特定特殊自動車排出ガスの質量を測定する方法をいう。

［表　別紙一　挿入］

七　ＲＭＣによる測定とは、特定特殊自動車を次の表の上欄に掲げる運転順序に従い、同表の中欄に掲げる運転条件で同表の下欄に掲げる時間運転する場合に排気管から排出される排出物に含まれる特定特殊自動車排出ガスの単位時間当たりの質量を、同表の中欄に掲げる運転条件で運転する場合に発生した仕事率で除することにより単位時間及び単位仕事率当たりの特定特殊自動車排出ガスの質量を測定する方法をいう。

表　（略）

八・九　　（略）

別表第二

特定特殊自動車排出ガスの種類		特定特殊自動車の種別	測定の方法	特定特殊自動車排出ガスの量の許容限度
一酸化炭素		ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする特定特殊自動車であって、定格出力が十九キロワット以上五百六十キロワット未満のもの	七モードによる測定又は七Ｍ－ＲＭＣによる測定及びＬＳＩ－ＮＲＴＣによる測定の平均値	一キロワット時当たり十五・〇グラム
		（略）		
炭化水素	排気管から排出されるもの	ガソリン、液化石油ガス又は軽油を燃料とする特定特殊自動車であって、定格出力が十九キロワット以上五百六十キロワット未満のもの	七モードによる測定又は七Ｍ－ＲＭＣによる測定及びＬＳＩ－ＮＲＴＣによる測定の平均値	（略）
	ブローバイガスとして排出されるもの	ガソリン、液化石油ガス又は軽油を燃料とする特定特殊自動車であって、定格出力が十九キロワット以上五百六十キロワット未満のもの	（略）	（略）
（略）				
窒素酸化物		ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする特定特殊自動車であって、定格出力が十九キロワット以上五百六十キロワット未満のもの	七モードによる測定又は七Ｍ－ＲＭＣによる測定及びＬＳＩ－ＮＲＴＣに	一キロワット時当たり〇・三グラム

		よる測定の平均値	
	(略)		
(略)			

［表　別紙一］　　―省略―

********** 以上 **********